

第2号議案 定款一部改定の件

[変更理由]

第4章 総会

第14条 招集

第4項に総会は、開催の日から少なくとも1週間前に、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。なお、総会参考資料等については、電子提供措置を取るものとなっているが、電子提供の場合は2週間前に送る必要があるため、1週間前を2週間前に変更したい。

詳細については、別紙新旧対照表を参照